

## 報道資料

### ハカマオニゲシが混入した可能性があるものを誤って販売した情報について

平成23年6月24日  
奈良県薬務課 谷、吉田  
直通0742-27-8664  
内線3174, 3175

平成23年6月21日、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課より、麻薬及び向精神薬取締法において栽培が禁止されている「ハカマオニゲシ(※)」が、誤って販売された旨連絡がありました。

東北厚生局麻薬取締部及び福島県の調査の結果、31都道府県のホームセンター等247店舗で販売された「オリエンタルポピー」に「ハカマオニゲシ」が混入していた可能性があることが判明しました。

厚生労働省からの情報提供及び本県薬務課による調査の結果、県内において以下のホームセンター2店舗で「オリエンタルポピー」が販売されていました。当該店舗では、既に注意喚起の文書を掲示し、消費者に周知を行っています。

本県としては、ホームページに当該品の写真等を掲載して注意喚起し、当該植物を購入した方がいた場合は回収を図ることとしたので、お知らせします。

#### 1、該当店舗、販売の数量及び時期

○ロイヤルホームセンター(株)ビックス押熊店

奈良市押熊町1051-1

オリエンタルポピーの販売数量：7ポット

販売時期：平成22年11月18日から平成23年1月31日

○ロイヤルホームセンター(株)奈良店

奈良市西九条町3-13

オリエンタルポピーの販売数量：6ポット

販売時期：平成22年10月22日から平成23年4月3日

現在、店舗に在庫は無く、店頭販売されているものはありません。

なお、「ハカマオニゲシ」の花は赤色をしています。

#### 2、県の対応

県内2店舗に対し、当該製品の購入者から相談があった場合、購入者から薬務課へ連絡してもらうよう依頼しました。

また、薬務課ホームページに当該植物の特徴等について写真を掲載し、購入された方に対して、回収の協力を呼び掛けます。

#### 3、注意喚起していただきたい事項

ハカマオニゲシは、知らずに栽培していたとしても、麻薬及び向精神薬取締法違反に該当します。

そのため、購入された方はすみやかに奈良県薬務課薬物監視係(TEL:0742-27-8664)までご連絡していただくようお願いいたします。

奈良県薬務課ホームページ

[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-23348.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-23348.htm)

※ ハカマオニゲシは和名であり、正式名称はパパヴェル・ブラクテアツム・リンドルである。

< 麻薬及び向精神薬取締法 >

(禁止行為)

- 第12条 ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する 麻薬（以下「ジアセチルモルヒネ等」という。）は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。
- 2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。
- 3 麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。
- 4 何人も、第1項の規定により禁止されるジアセチルモルヒネ等の施用を受けてはならない。

